

「市長への手紙」HP掲載データ（令和2年4月分）

見出し	0204-2 市道を市民が畑として使っている
ご意見	市道を市民が畑として使っている。利益提供にあたると思う。
回答	市道敷地内の花壇部分を個人が耕し畑として使用していることについては、市で許可したものではないことから、地元町内会等と協議するなど適正な管理に努めてまいります。
担当課	道路河川維持課 電話：0194-52-2151